

令和2年4月17日  
関東運輸局  
自動車技術安全部技術課

## 自動車検査証の有効期間を延長します（対象地域の追加）

～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている4都県を除く4県（茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県（以下、「追加対象地域」という。））に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が追加されたことに伴い、追加対象地域においても、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、公示しましたのでお知らせします。

### ○対象車両

追加対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が、4月17日から5月31日までのもの

※ 令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2年4月30日を満了する日としたものを含む。

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

### ○措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで延長

### ○継続検査の手続き

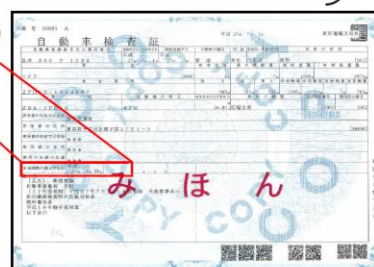
対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

### ○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



# 自動車検査証の伸長に係る有効期間について

